

千葉シティ5BEACH 観光PR大使旅費支払基準

(目的)

- 1 この基準は、千葉シティ5BEACH（ファイブビーチ）観光PR大使（アンバサダー）（以下「観光PR大使」という）が公益社団法人千葉市観光協会の認めた観光行事等に参加した際の、観光PR大使に支払う旅費について定めるものとする。

(旅費の対象)

- 2 旅費を支払う対象は、次に定める観光PRに関する活動とする。

(1)「千葉シティ5BEACH 観光PR大使派遣申請結果通知書（様式第5号）」により許可された活動

(2) その他、公益社団法人千葉市観光協会が必要と認める活動

(旅費の基準)

- 3 観光PR大使に支払う旅費は、最も経済的もしくは合理的と認められる経路及び方法により移動した場合に要する自宅から集合場所までの鉄道及びバス運賃とし、上限額は日額5,000円以内の実費とする。

ただし、前項の規定に関わらず、千葉市または公益社団法人千葉市観光協会または観光PR大使の派遣先が手配した自動車等により集合場所までの移動を行った場合は、当該移動に要した旅費は支払わないものとする。

(その他)

- 4 その他必要な事項は、公益社団法人千葉市観光協会が適宜決定する。

この旅費等支払基準は、平成29年6月17日から施行する。